

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成19年 5月15日 制定

令和 6年 3月22日 最終改正

(目的)

第1条 一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）は、グリーン経営を推進する認証機関から認証を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は当該年度4月1日以降にグリーン経営認証を取得又は更新し、グリーン経営助成制度促進助成金交付申請書兼請求書（以下「助成申請書」という。）の提出があった会員事業者（以下「事業者」という。）とする。

(助成金額)

第4条 前条に規定する助成金額は、グリーン経営認証の取得又は更新に要した費用（消費税及び地方消費税を含まない）とし、取得の場合は1/2上限8万円、更新の場合は1/2上限4万円とする。なお、交通エコモ財団へ複数事業所をまとめて申請した場合も同様とする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、助成申請書を協会に提出して請求するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は当該年度の3月15日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、第5条の助成申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは事業者に対して助成金を交付する。

(雑則)

第8条 協会は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成19年4月1日より施行する。

本要綱は平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成26年4月1日より施行する。(平成26年3月26日改正)

本要綱は平成31年4月1日より施行する。(平成31年3月20日改正)

本要綱は令和4年4月1日より施行する。(令和4年3月23日改正)

本要綱は令和6年4月1日より施行する。(令和6年3月22日改正)